

令和3年(2021年)1月7日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第31回本部会議」における決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただいていることに感謝を申し上げます。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、東京都及び埼玉県、千葉県、神奈川県を対象に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が宣言されたことを踏まえ、道の「感染拡大防止に向けた施策について」を改訂し、道民の皆様に対して「緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える」ことについて協力を要請することとしました。

また、道内においても予断を許さない状況にあることから、引き続き、感染拡大防止に積極的に取り組んでいく必要があります。

つきましては、貴団体・事業所の皆様におかれましても、この度の道の決定内容について、御理解、御協力をいただき、感染防止対策を更に徹底いただくよう、よろしく申し上げます。

記

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請等別添「資料2」のとおり

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368〕

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和3年1月7日変更)の概要

1 緊急事態宣言について

(1) 対象地域

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

(2) 対象期間

令和3年1月8日(金)～2月7日(日)

2 緊急事態宣言対象地域における主な対策

・外出の自粛

特定都道府県は、不要不急の外出・移動の自粛について協力を要請。

特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底。

・施設の使用制限等

特定都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対する営業時間の短縮(20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする)を要請。

・職場への出勤等

「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク等)を強力的に推進。

事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制。

・学校等の取扱い

学校設置者及び大学等に対し、一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止策の徹底を要請。

大学入学共通テスト、高校入試等については、予定どおり実施。

感染拡大防止に向けた施策について

【令和3年1月7日】

集中対策期間

～年末年始を見据えて感染拡大を徹底して抑え込むため、集中的に取り組む施策～

期間

令和2年12月26日（土）～ 令和3年1月15日（金）

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

札幌市内

【道民及び札幌市内に滞在している皆様への要請】

■緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える

■感染リスクを回避できない場合

- ・不要不急の外出を控える
- ・市外との不要不急の往来を控える

■感染リスクを回避する行動の徹底

- ・自宅を含む飲食の場面においては、5人以上や2時間を超える長時間の飲食を控える（同居者のみの場合を除く）
- ・「新北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
- ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
- ・国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する

■営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請

- ・札幌市内における接待を伴う飲食店を午後10時から翌午前5時まで利用しない

【札幌市内の事業者の皆様への要請】

■札幌市内の接待を伴う飲食店について、営業時間を午前5時から午後10時までとすることを要請

※別紙1参照

■業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底

■年末年始における挨拶回りを控える

■休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検

■テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

道内全域（札幌市内を除く）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

■ 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える

■ 感染リスクを回避できない場合

- ・ 札幌市との不要不急の往来を控える
- ・ 旭川市内における不要不急の外出を控える
- ・ 外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える

■ 感染リスクを回避する行動の徹底

- ・ 自宅を含む飲食の場面においては、5人以上や2時間を超える長時間の飲食を控える（同居者のみの場合を除く）
- ・ 「北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
- ・ 重症化リスクの高い方と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
- ・ 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
- ・ 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する

【事業者の皆様への要請】

■ 業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底

■ 年末年始における挨拶回りを控える

■ 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検

■ テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

特措法に基づく協力要請の内容の補足 ～ 札幌市内を含む道内全域 ～ （参考）

■ 感染リスクを回避できない場合の例

- 北海道スタイルを実践していない施設等の利用
- 密閉された屋内において、人との距離が十分に保たれない長時間の会合
- 飲食の場面（同居者のみの場合を除く）においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食 など

■ 体調が悪い場合の例

- 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合 など

感染拡大防止対策の更なる強化

- 感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備
 - ・ 感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
 - ・ 発熱患者に対する診療体制等の整備
 - ・ 感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
 - ・ 集団感染が発生した場合の迅速な対応 ※別紙2 参照
 - ・ 感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー
- 札幌市と連携した接待を伴う飲食店における感染拡大防止の取組の推進
 - ・ 接待を伴う飲食店との意見交換、勉強会の実施
 - ・ すすきの観光協会との連携のもと手引書を作成
- 感染が拡大している地域における療養体制の確保
 - ・ 患者受入医療機関や即応病床数の確保
 - ・ 宿泊療養施設の迅速な確保
- 普及啓発等の強化
 - ・ 「集中対策期間」（12/26～1/15）の集中的な啓発広報
 - ・ 感染状況に応じた振興局毎の集中的な広報
 - ・ 「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
 - ・ 札幌市内の多くの人々が利用する場所での集中的な広報
 - ・ 繁華街でのマスク着用などの個別啓発
 - ・ 北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

札幌市内の事業者の皆さまへの協力要請

12月26日(土)～1月15日(金) (21日間)

区域

札幌市内

対象施設

接待を伴う飲食店
(風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)

要請内容

- 営業時間の短縮
⇒営業時間は「午前5時～午後10時」
- 「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」
に基づく対策の徹底

集団感染への迅速な対応

【事前準備】

- ・振興局ごとの即応体制整備

【発生後】

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の設置
- ・衛生資器材の確保
- ・道の医師・保健師等や保健所設置市等による「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・厚生労働省クラスター班やDMAT(Disaster Medical Assistance Team)支援チームなど、国の専門家等の派遣・支援要請
- ・全国知事会や国を通じた都府県への保健師・看護師の応援要請
- ・関係団体・施設等と連携した介護職員等の派遣
- ・関係団体等連携した医師・保健師・看護師等の派遣
- ・市町村保健師による保健所活動への応援
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・積極的な新型コロナウイルス検査に対応するため検体採取用車両を活用
- ・医療提供体制のひっ迫度合いに応じた病床の確保や医療スタッフの派遣